



「いらっしゃいませ。
ご用件をお伺いします。」

「こんにちは。
今日は通帳記入に来ました。」

▲指さし会話用の「コミュニケーション支援ボード」でやりとり（JA大井川徳山支店）

【特集】

ともに尊重しあうまちへ

この町には、いろいろな人が暮らしています。

その中で、障がいのある方が感じる生活のしづらさを解消しようと、昨年4月から施行されたのが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」です。

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい町をつくっていくためには、この町のすべての皆さんの「自分事」の意識が必要です。

【問】健康福祉課・地域福祉室 ☎(56)2224

この町では「17人に1人」

町では、障がいのある方に対し、その種別に応じて、「障害者手帳」を交付しています。町内で手帳を持っている人は、平成29年8月1日現在で、延べ410人。これは、町民の17人に1人が所持している計算となります。日本全体では26人に1人、県内では21人に1人となっております。比較的高い割合であるといえます。

障がいのある人とそうでない人との間には、無関心や差別、偏見の意識から生じる、さまざまな「壁」が存在しています。

しかし、その障害自体は、生まれつきのものでなく、事故や病気、加齢などが原因となる場合もあり、いつ誰にでも起こりうる身近なものです。

だからこそ、その壁を「自分事」と捉えて取り払っていくことは、いつまでもこの町で暮らし続けたいと願うすべての人にとって、取り組む意味のあることといえるはずです。



▲各手帳の所持者数
(平成29年8月1日現在)
※複数の手帳の保持者は、各手帳の所持者数に計上。

「ともにわかり合えるために、対話の機会を」

町では、障がいに関して専門的な知識を有する相談支援専門員が、役場本庁に常駐しています。

障がいのある方やその家族だけでなく、同じ地域で暮らす住民の方やサービスを提供する事業者など、誰でも相談することができます。

【問・申】健康福祉課・地域福祉室 ☎(56)2224



町障がい者相談支援専門員
NPO 法人こころ
田代 潤子 さん

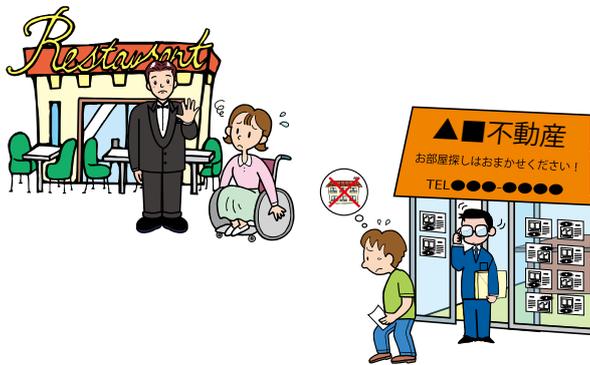
「気になること、何でも相談してください」

障がいのある方が地域の中で自分らしく暮らしていけるよう、相談者や関係者との対話の機会を大切にして、一緒に課題の解決を目指します。

福祉サービスの利用や手続の紹介だけでなく、仕事のことや人間関係などについての相談もお受けしています。相談内容に応じて、情報提供や助言を行うほか、関係者との調整も行います。

相談を受ける時は、まずは話をじっくりと聞いて、安心できる雰囲気づくりを心がけています。また、ご本人が持っている力を最大限に生かせるような提案をしていくことも、大切だと感じています。

障がいのある方が暮らしやすい町は、お年寄りや子どもも含めたすべての町民にとっても暮らしやすい町だと思います。そんな町をつくるために必要なのは、一人一人の「わかり合おう」とする気持ちなのではないでしょうか。日常生活の中で少しでも気になることがあれば、どなたでも、まずは気軽に相談していただけたらと思います。



【不当な差別的取り扱いの例】

障がいがあるという理由で、アパートを貸さない、飲食店への入店を断る、など。

障がいのある人に対して、サービスの提供を拒否したり制限や条件を付けたりするなど、障がいのない人と違う取り扱いをすることが「不当な差別的取り扱い」になります。ただし、他に方法がないと認められる場合などは「不当な差別的取り扱い」にならないこともあります。

「不当な差別的取り扱いの禁止」

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会をつくることを目指しています。国や町などの行政機関、会社・お店などによる、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について定めています。

「障害者差別解消法」をおさらい

「合理的配慮の提供」

障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方をするのを、「合理的配慮」といいます。何らかの配慮を求められた場合は、費用や労力などの負担になり過ぎない範囲で、やり方の配慮を行うことが求められます。行政機関は必ず提供しなければなりません。一方、民間事業者は努力義務とされています。



【合理的配慮の例】

車いすを利用している人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、筆談や文章の読み上げなど障がいに応じたコミュニケーション手段で対応すること、など。